

ものづくり魅力向上助成金交付要綱

全部改正 令和5年3月28日経も第1554号(局長決裁)

最近改正 令和7年3月19日経も第1105号(局長決裁)

(目的)

第1条 ものづくり魅力向上助成金(以下「本助成金」という。)は、市内中小製造業者のものづくりに対する住民理解促進、人材育成及びものづくりの魅力発信のための取組並びに工業地域が抱える課題解決に向けた取組に対し、その経費の一部を助成することにより、ものづくりや工業地域の魅力向上、さらには地域間の連携や活性化に寄与することを目的に交付する。

2 本助成金については、横浜市補助金等の交付に関する規則(平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 中小製造業者

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に定める中小企業者(以下「中小企業者」という。)であり、かつ、その主たる事業が日本標準産業分類の「大分類E-製造業」に該当する業種をいう。ただし、みなし大企業を除く。

(2) みなし大企業

次のアからウまでのいずれかに該当する中小企業者をいう。この場合において、親会社となる企業が外国法人のときは、第8条に定める交付申請書を送達した日における当該外国法人の資本金額(同日の為替レートにより日本円に換算した金額をいう。)及び常時使用する従業員数により、みなし大企業の該当の有無の確認を行うものとする。

ア 一の大企業(中小企業者以外の者)に発行済み株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資されている中小企業者

イ 複数の大企業に発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資されている中小企業者

ウ 役員半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している中小企業者

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、第1号から第3号のいずれか及び第4号の要件に該当する者とする。

(1) 横浜市内に1年以上、事業所(本社、支社、工場、研究所(研究部門))を置く中小製造業者3者以上で連携して事業を行う者(以下「助成対象連携事業者」という。)であり、次に掲げる要件に該当する者であること。

ア 構成員に市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納がないこと。

イ 構成員のうち2分の1以上が、本助成金の交付を申請する他の助成対象連携事業者の構成員を占めていないこと。

(2) 横浜市内に主たる事務所や活動実態を置く中小製造業者及びこれに関連する産業に携わるものの総意を結集する次に掲げる団体(以下、「地域工業会等」という。)

- ア 一般社団法人横浜市工業会連合会の会員となっている地域工業会
 - イ 一般社団法人横浜市工業会連合会横浜青年経営者会
- (3) 2者以上の地域工業会等
- (4) 本市が実施する脱炭素取組宣言制度（脱炭素取組宣言制度実施要綱（令和6年6月施行経中第195号））を行っていること。
- 2 助成対象連携事業者（構成員含む）及び地域工業会等で、次の各号いずれかに該当する場合は、助成対象者としなない。
- (1) 暴力団（横浜市暴力団排除条例（平成23年横浜市第51号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当するもの
 - (2) 法人にあっては代表者又は役員が暴力団員（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者があるもの
 - (3) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの
 - (4) 個人事業主にあっては、個人事業主が暴力団員に該当するもの
 - (5) 公序良俗に反する等のその他市長が適当でないと認めるもの

（助成対象事業）

第4条 本助成金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 助成対象者が主催し、横浜市内で行う事業かつ自主的な非営利の事業で、次の各号のいずれかに該当するもの
 - ア ものづくりや地場産業に対する住民等の理解促進又は魅力発信に資する事業
 - イ 小・中学校、高等学校の児童・生徒を主たる対象とした将来のものづくり人材の育成に資する事業
 - ウ ものづくりの魅力を発信するための動画作成事業
 - エ 人材育成のための研修会、勉強会開催事業（年間を通じて複数回行う場合は、年間の活動計画を提出し、1つの助成対象事業としてみなす。）
 - (2) 工業地域等が抱える課題解決に向けた取組で、次の各号のいずれかに該当するもの
 - ア 工業団地内の夜間照明の設置
 - イ 不法投棄防止のための花植え、植栽活動
 - ウ 道路渋滞解決のための交通量調査
 - エ 防災に関する啓発物作成
- 2 前項に掲げる事業のほか、本助成金の目的に資すると市長が認めるものについては、助成対象事業とすることができる。
- 3 第1項第2号に掲げる事業については、対象を前条第1項第2号及び第3号に規定する申請者に限る。
- 4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成対象事業としなない。
- (1) 公序良俗に反する、又はそのおそれがある事業
 - (2) 事業の全てを委託する事業
 - (3) 政治活動又は宗教活動に関する事業
 - (4) 申請者の利益追求を主たる目的とする事業
 - (5) 同一又は一連の事業において本市、国、都道府県及びその他地方公共団体等からの他の補助・

助成制度を利用した事業

- (6) 本市が財政的支援を実施している事業
- (7) その他市長が適当でないと認める事業

(助成対象経費)

第5条 助成対象となる経費は、別表1及び別表2に定めるところにより、第13条に定める事業実績報告の日までに契約、取得、実施等及び支払が全て完了したもの（以下「助成対象経費」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する経費は、助成対象経費から除外する。

- (1) 消費税及び地方消費税相当額並びに振込手数料
- (2) 購入の際にポイントを利用した場合の利用額及び値引き費用
- (3) 贈与又は転売を目的とするもの
- (4) 販売、返品若しくは有償レンタルを目的とした製品又は商品等の購入費
- (5) 予備的、将来に備えるためのもの
- (6) 支払先が、助成対象連携事業者の役員又は役員の属する企業等であるもの
- (7) 支払先が、助成対象連携事業者の配偶者又は2親等内の親族が代表者若しくは役員として属する企業等であるもの
- (8) 支払先が、助成対象連携事業者の構成員である場合
- (9) 支払先が、事業を営んでいない個人であるもの
- (10) 助成対象経費以外の経費と混同して支払が行われており、助成対象経費との支払の区別が難しいもの
- (11) その他市長が助成対象経費として不適当と認めるもの

(助成率及び助成限度額等)

第6条 助成率及び助成限度額は、助成対象経費の2分の1の額又は20万円のうちいずれか少ない額とする。

2 前項の助成金額の算出に当たり、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 本助成金の交付は、当該年度の予算の範囲内において行うものとする。

(交付制限)

第7条 同一の助成対象者が、本助成金の交付を受けることができる回数は1年度において1回までとし、助成対象連携事業者の交付制限は第3条第1項第1号イの規定を準用する。

(交付申請)

第8条 本助成金の交付を申請しようとする者は、次の各号に定める書類を電子申請システム、郵送又は持参（本市からの通知を含め、以下これらの相互の通信手段を総称して「送達」といい、電子申請システムによる場合には、この要綱の各様式の内容に準じWeb上のフォーム、システム等により通信することをいう。）にて、事業を開始する前日かつ当該年度の1月末日（その日が横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する休日に当たるときは、その前の平日（同項に規定する休日以外の日をいう。))までに、ものづくり魅力向

上助成金交付申請書（第1号様式）、代表申請者の役員等氏名一覧表（第2号様式）（地域工業会等は除く。）、助成対象経費の金額が確認できる書類（見積書、料金表、パンフレット等）、及び事業概要がわかる書類（チラシ等又は別に作成した事業概要書）と一緒に次の各号に掲げる資料を市長に提出しなければならない。

(1) 助成対象連携事業者

- ア 代表申請者の発行から3か月以内の法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項証明書）等の写し、個人事業主の場合は市内で事業を行っていることがわかる書類（青色申告書等）
- イ 代表申請者の定款、規約又は会則等の写し
- ウ 全ての構成員の概要がわかる書類（パンフレット又は会社案内等）
- エ 代表申請者の発行から3か月以内の直近1年分の法人市民税納税証明書の写し、個人事業主の場合は個人の納税証明書
- オ 本市の脱炭素取組宣言を行ったことが分かる書類
- カ その他市長が必要と認める書類

(2) 地域工業会等

- ア 定款、規約又は会則等の写し（2者以上で申請する場合は、全ての地域工業会等のもの）
- イ 本市の脱炭素取組宣言を行ったことが分かる書類

- 2 補助金規則第5条第2項第2号に定める補助金等の交付を受けようとする者の資産及び負債に関する事項を記載した書類については、同条第3項の規定に基づき、省略させることができる。

(交付決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付又は不交付を決定する。

- 2 市長は、交付又は不交付の決定に基づき、交付の場合はものづくり魅力向上助成金交付決定通知書（第3号様式）により、不交付の場合はものづくり魅力向上助成金不交付決定通知書（第4号様式）により、それぞれ申請者に通知する。

- 3 市長は、補助金規則第7条第4号の規定に基づき、必要があると認めるときは、交付決定に関し条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第10条 本助成金の交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、前条第2項に定める交付決定通知書の交付を受けた後に、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請の取下げを行う場合には、ものづくり魅力向上助成金交付申請取下届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 申請の取下げの期間は、交付対象者が交付決定通知書の交付を受けた日から起算して10日を経過した日までとし、申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事業内容の変更及び中止)

第 11 条 交付対象者は、助成対象となる事業、経費等に変更がある場合（軽微な変更を除く）、又は助成事業を中止する場合は、速やかに、ものづくり魅力向上助成金事業内容変更・中止届出書（第 6 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による事業内容変更・中止届出書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認める場合には、ものづくり魅力向上助成金変更承認通知書（第 7 号様式）により、不適当と認める場合には、ものづくり魅力向上助成金変更不承認通知書（第 8 号様式）又は、ものづくり魅力向上助成金中止承認兼交付決定取消通知書（第 9 号様式）により、それぞれ交付対象者に通知するものとする。

3 市長は前項の承認を行うに当たり、必要に応じ条件を付し、又は交付決定の内容を変更することができる。

4 計画の変更により事業実施金額が増額となった場合であっても、当初決定額を上限として助成金を交付する。

（調査等）

第 12 条 市長は、必要があると認めるときは、交付対象者に対し、助成対象事業の遂行に関する状況を調査し、又は報告をさせることができる。

2 市長は、前項の規定による調査等により、交付対象者が助成金交付決定の条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとらせることができる。

3 交付対象者は、前項の規定による指示を受けたときは、これを誠実に遵守しなければならない。

（実績報告）

第 13 条 交付対象者は、助成対象事業が完了したときは、事業完了の日から起算して 60 日以内又は当該年度の 3 月 15 日（その日が横浜市の休日を定める条例（平成 3 年 12 月横浜市条例第 54 号）第 1 条第 1 項に規定する休日にあたる場合は、その前の平日（同項に規定する休日以外の日をいう。））までのいずれか早い日までに、次の各号に定める書類を添付して、市長に送達しなければならない。

(1) 実績報告書（第 10 号様式）

(2) 助成対象経費の支出を証明する書類の写し（内訳のわかる領収書等又は振込が証明できる預金通帳の写し等及び請求書等）

(3) 事業の実施状況を撮影した写真又は成果品等の写真等

(4) 第 9 条の規定に基づき交付された交付決定通知書の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

2 補助金規則第 14 条第 3 項第 3 号に定める、補助事業等が完了したとき、又は補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときにおける助成対象者の資産及び負債に関する事項を記載した書類は、添付を省略させることができる。

（助成金の交付額確定）

第 14 条 市長は、前条に定める実績報告を受けたときは、実績報告書及びその添付書類等により書類の審査を行い、適当と認めるときは、助成金額を確定して、ものづくり魅力向上助成金交付額確定通知書（第 11 号様式）により交付金額及び交付条件を通知するものとする。ただし、交付

確定額は、第9条第2項により通知した助成金の決定額を上回ることはできない。

- 2 本助成金の交付額確定に当たり、助成対象経費の減額があった場合は、減額になった助成対象経費をもって助成金額の算出を行う。

(助成金の請求等)

第15条 前条の交付額確定通知を受けた交付対象者は、速やかに、ものづくり魅力向上助成金交付請求書(第12号様式)を市長に送達しなければならない。

- 2 市長は、前項の交付請求書に基づき、助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消及び助成金の返還)

第16条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成金の交付条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請若しくは報告又は不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) 助成金を交付することが適当でないと認められる事由が発生したとき。
- (4) 助成対象事業者が、第13条に定める実績報告書類を適正に提出しなかったとき。
- (5) その他法令、条例、規則若しくはこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき又は助成金の返還事由と認められるような不正等の行為があり、市長が特に認めるとき。
- (6) 助成対象事業者が、第3条第2項各号のいずれかに該当するとき。

- 2 前項の規定は、第14条の規定により交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により交付決定を取り消すときは、ものづくり魅力向上助成金交付決定取消通知書(第13号様式)により申請者に通知する。

- 4 市長は、交付対象者が第1項(第4号を除く。)の規定に該当した場合、申請者の名称、及びその内容を公表することができる。

- 5 市長は、申請者が第1項(第4号を除く。)の規定に基づく取消決定を受けてから2年を経過しない場合は、本助成金の交付申請を受け付けない。

- 6 市長は、第1項の規定に基づき取消しをした場合において、既に本助成金が交付されているときは、本助成金の全部又は一部について、ものづくり魅力向上助成金返還請求書(第14号様式)により、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第17条 前条の規定により、市長が本助成金の交付の決定の全部又は一部の取消しを行い、助成金の返還を命じたときは、交付対象者は本助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、助成金の額(一部を返還した場合は、返還後の期間において既返還額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金(100円未満の場合を除く。)を市に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付対象者の納付した金額が返還を命ぜられた助成金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた助成金等の額に充てられたものとする。

- 3 前条第6項の規定により返還を命ずる場合の納期限は、前条第1項による交付決定の取消しの日の翌日から起算して30日を経過した日の属する月の末日とする。
- 4 交付対象者は、助成金等の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
- 5 第1項及び第4項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(警察本部等への確認)

- 第18条 市長は、必要に応じ助成対象者等の構成員等についての、第3条第2項第1号から第4号の該当の有無を神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。
- 2 市長は、必要に応じ助成対象者の代表者の市税の納税について、その者の同意に基づき、財政局長に対して確認を行うことができる。

(関係書類の保存期間)

- 第19条 助成対象者はこの要綱に基づき受理した通知及び助成対象経費に係る支払いを証明する書類、帳簿等並びに領収書等(以下、「証拠書類等」という。)を整備し、交付決定を受けた日の属する年度の末日から5年間保存しなければならない。
- 2 助成対象者が前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に解散する場合は、その権利義務を承継する者に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(公表)

- 第20条 本助成金の交付を受けた申請者等の概要(団体名、企業名、会員企業名等)、交付年度、活動内容の概要、助成金額等は公表できるものとする。

(その他)

- 第21条 この要綱に定めるもののほか、本助成金の交付に関し必要な事項は、経済局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、全部改正前の「チームdeものづくり」応援事業 補助金交付要綱及び住工共生活動応援事業補助金交付要綱に基づき行った交付決定による交付等の手続等については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、全部改正前のものづくり魅力発信助成金交付要綱に基づき行った交付決定による交付等の手続等については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第4条第1項第1号及び第5条関係） 助成対象経費

事業内容 (第4条第1項第1号)	経費区分	適 用	備考
ア ものづくりや地場産業に対する住民等の理解促進又は魅力向上に資する事業	報償費	講師等への謝金、出演料等	事業に見合った講師料であること。
	旅費	講師等の交通費	申請者の視察等の旅費は対象外
	消耗品費	周知等に必要チラシ類の用紙代、材料代、案内看板等の製作費、イベント来場者に無料で配布する記念品等（チラシ等であらかじめ周知してあるもの）、スタッフ用被服費	事業に見合った数量であること。事務用品等の汎用的な消耗品は対象外
イ 小・中学校、高等学校の児童・生徒を主たる対象とした将来のものづくり人材の育成に資する事業	印刷製本費	ポスター、チラシ、会議資料等印刷代	事業に見合った数量であること。
ウ ものづくりの魅力を発信するための動画作成事業	広告料	新聞折り込み費用等	事業に見合った数量であること。
	保険料	損害・賠償責任保険料、傷害保険料等	
エ 人材育成のための研修会、勉強会開催事業	委託料	会場設営委託料、会場警備委託料等 動画作成委託費、パンフレット等の作成委託費	
	使用料及び賃借料	会場使用料（小間代）、賃借料、備品レンタル料、音響機材レンタル料等	

別表 2 (第 4 条第 1 項第 2 号及び第 5 条関係) 助成対象経費

事業内容 (第 4 条第 1 項第 2 号)	経費区分	適用
ア 夜間照明の設置	設備費	夜間照明として利用されるもの (予備的に備えるものは含まない)
	設置費	夜間照明の設置に係るもの。 申請者による設置費は対象外
イ 花植え、植栽活動	購入費	土壌、樹木及び花き等の購入費
	その他	植栽地の見切材や柵等の整備費、清掃費等その他に必要とされる経費のうち市長が認めるもの
ウ 道路渋滞解決のための交通量調査	外注・委託費	調査等にかかる委託費
	その他	その他調査費に必要とされる経費のうち市長が認めるもの
エ 防災に関する啓発物作成	外注・委託費	パンフレット等作成にかかる委託費及び印刷費
	その他	その他啓発物作成に必要とされる経費のうち市長が認めるもの

(備考)

- 1 助成対象(使途、単価、規模等)の確認が可能であり、かつ、本助成事業に係るものとして、明確に区分できる経費を対象とする。
- 2 備品や音響機材等を購入する費用は対象外とする。
- 3 申請者の自社製品、サービス、人件費に対する費用は除く。